

亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第8号

亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部を改正  
する条例

第1条 亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例（平成17  
年亀山市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

関の山車会館	亀山市関町中町531番地
--------	--------------

第3条第2号中「及び旅籠」を「、旅籠及び山車」に改め、同  
条第3号中「及び町並み保存」を「、町並み保存及び山車」に改  
める。

第10条を第16条とし、第9条を第15条とする。

第8条第3号中「資料館の施設、附属設備、資料等（以下「施  
設等」という。）」を「施設等」に改め、同条を第12条し、同  
条の次に次の2条を加える。

（特別の設備等）

第13条 使用者は、時間外使用に関し特別の設備をし、又は離  
れ等に変更を加え、若しくは備付け以外の器具を持ち込んで使  
用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第14条 使用者は、時間外使用が終了したとき又は第8条第1  
項の規定により時間外使用の許可を取り消され、若しくは時間  
外使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなけれ  
ばならない。

第7条の見出し及び同条中「入館料」の次に「及び使用料」を

加え、同条を第11条とする。

第6条の見出し及び同条中「入館料」の次に「及び使用料」を加え、同条を第10条とする。

第5条の見出し中「入館料」の次に「及び使用料」を加え、同条中「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の1項を加える。

2 使用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

第5条を第9条とし、第4条の次に次の4条を加える。

(離れ等の時間外使用)

第5条 市長は、資料館の開館時間以外の時間において、資料館の設置目的に反しない範囲で関の山車会館の離れ及び集会室(以下「離れ等」という。)を使用させることができる。

2 前項の規定による使用(以下「時間外使用」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、資料館の管理上必要があるときは、前項の許可(以下「時間外使用の許可」という。)に必要な条件を付することができる。

(時間外使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、時間外使用の許可を与えない。

(1) 営利を目的とした使用と認められるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 資料館の施設、附属設備、資料等(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 資料館の管理上支障があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がその使用を不相当と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第7条 時間外使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)

は、許可を受けた目的以外に離れ等を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(時間外使用の許可の取消し等)

第 8 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その時間外使用の許可を取り消し、時間外使用の中止を命じ、又は許可した事項を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により時間外使用の許可を受けたとき。
- (2) 第 4 条の指示に違反したとき。
- (3) 第 5 条第 3 項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 第 6 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

2 市は、前項の規定により時間外使用の許可を取り消し、時間外使用の中止を命じ、又は許可した事項を変更した場合において、使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

別表を削り、附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1 (第 9 条関係)

区分	入館料					
	関宿旅籠玉屋歴史資料館及び関まちなみ資料館に入館する場合		関の山車会館に入館する場合		関宿旅籠玉屋歴史資料館、関まちなみ資料館及び関の山車会館に入館する場合	
	一般	学生・生徒・児童	一般	学生・生徒・児童	一般	学生・生徒・児童
個人	300円	200円	300円	200円	500円	300円
団体	1人につき250円	1人につき150円	1人につき250円	1人につき150円	1人につき400円	1人につき200円

備考

団体とは、30人以上のものをいう。

別表第 2 (第 9 条関係)

区分	使用料 (午後 5 時から午後 9 時まで)
----	------------------------

離れ	7 1 0 円
集会室	7 1 0 円

備考

冷暖房器具を使用する場合は、当該使用料に300円を加算する。

第2条 亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「710円」を「720円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成31年7月1日から、第2条の規定は平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の亀山市関宿伝統的建造物群保存地区資料館条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。